

議会議案第28号

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月2日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

山 田 直 人

(提案理由)

文書による質問の実施時期を、原則、会期中を除く期間とするため、また、会議時間に係る規定について、職員の超過勤務時間の削減及びワークライフバランスに配慮した時間編成とするため、それぞれ所要の改正を行うものである。

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌倉市議会会議規則（昭和36年6月議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「午前10時」を「午前9時30分」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第106条中「、文書による場合を除き」を削る。

付 則

この規則中、第105条及び第106条の改正規定は公布の日から、第9条第1項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。